

～家畜診療所への往診依頼についてのお願い～

令和2年4月1日から次のとおり家畜診療所の往診が変わります

1. 診療受付時間について

- ① 当日の一般診療受付時間を 8:30～12:00 とさせていただきます。
 - ② 12:00～翌8:30 は緊急の受付のみとさせていただきます。
 - ・12:00以降の受付かつ、17:15以降の往診は、診療費が割増されます。夜間診療 17:15～22:00 及び 5:00～8:30 1,000円（消費税別途）、深夜診療 22:00～5:00 3,000円（消費税別途）となります。
 - ・往診依頼は、必ず家畜診療所の指定する電話番号におかけ下さい。
- ※獣医師個人の携帯電話等への往診依頼はお断りしています。

【緊急とはどんな時？】

- ・ 子宮脱している
 - ・ 難産で自分では対応できない
 - ・ お腹が張って苦しそう
 - ・ 下痢をして元気がない
 - ・ 高熱で元気がない
 - ・ 怪我をして出血が止まらない
 - ・ その他、ぐったりしている、苦しんでいる等
- すぐに獣医師の診察が必要と感じたとき
- ③ 繁殖障害・妊娠鑑定・ワクチン・去勢の往診依頼は、前日までにお願いいたします。

2. 休日の診療について

土・日・祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）、慰霊の日の診療は家畜診療所の通常業務時間外の対応となります。

原則として、緊急性の高い診療のみを行います。緊急性の低い診療（繁殖障害等）は平日に往診依頼してください。

3. 家畜が死亡したとき

家畜が死亡したときは、速やかに連絡してください。

ただし、往診が17:15以降になることが予想される場合、翌日往診、検案を行います。（翌日早朝に処理場へ運搬する予定の場合は、獣医師に相談してください。）

17:15以降の検案依頼（死亡確認）は、翌朝8:30以降にしてください。